平成２４年（フ）第１８２号
愛媛県松山市桑原４丁目12番45号　グランアール東雲202号
債務者　竹田津　恩
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
愛媛県今治市北日吉町１丁目９番39号　今治駅西再開発住宅310号、旧住所愛媛県今治市別宮町９丁目６番38号
債務者　大下しおり
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県田川市大字伊加利1888番地
債務者　水摩　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の12
債務者　内牧まゆみ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１５３号
宮崎市中西町190番地３
債務者　豊田英一こと　朴　　璟秀
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２号
宮崎県都城市立野町９号６番地１第一中村マンション105号、前住所宮崎県都城市郡元町2997番地
債務者　岸本恵理子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２５号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字笹谷町53番地
債務者　鈴木玉枝こと　朴　　玉任
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３８号
宮城県角田市角田字錦町37番地３　コーポ錦105号
債務者　守屋　都江
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４２号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字原前22番地１
債務者　北野又　大
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第６７号
宮城県大崎市古川福浦１丁目20番11号
債務者　相澤　信行
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市石脇字石脇114番地
債務者　戸嶋　龍男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第５８号
茨城県牛久市中央５丁目16番地15、前住所千葉県船橋市印内３丁目23番28―506号
債務者　児玉憲之介
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
茨城県龍ケ崎市貝原塚町2025番地、前住所茨城県稲敷市上根本801番地５
債務者　伊東　広志
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
茨城県龍ケ崎市貝原塚町2025番地、前住所茨城県稲敷市上根本801番地５
債務者　伊東真記子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
茨城県取手市戸頭７丁目７番７―305号
債務者　阿部　直美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
茨城県稲敷市柴崎6711番地５
債務者　松崎　　滿
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
長野県岡谷市山下町２丁目13番９―２号
債務者　石　　慧
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部